

●香川県監査委員公表第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成27年12月1日

香川県監査委員 林 勲  
 同 大西 均  
 同 香川 芳文  
 同 高城 宗幸

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成26年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措置の状況
指導注意事項	<p>ア 契約について</p> <p>（ア）複数年にわたる業務の委託契約について、2年目の執行伺書の作成が10か月以上遅延しているものがあつた。（産業政策課）</p> <p>（イ）工事請負契約の変更について、設計図書の変更及び変更後の請負金額の算定が適切に行われていなかった。（高等技術学校）</p> <p>（ウ）一般競争入札の落札者の入札保証金については、契約締結後に還付することとされているが、契約締結前に還付しているものがあつた。（高等技術学校）</p> <p>イ 自主検査について</p> <p>県に事務局を置く任意団体については、所属長が年2回以上自主検査を行う必要があるが、所管する2団体について自主検査を行っていなかった。（産業技術センター）</p>	<p>ア 契約について</p> <p>（ア）今後は年度当初に必要な執行伺を行うなど、適正な事務処理に努めるよう、職員に周知・徹底を図り、再発の防止に努める。</p> <p>（イ）工事請負契約の適正な手続について、職員に対し、改めて周知・徹底を図り、再発の防止に努める。</p> <p>（ウ）今後同じ過ちを繰り返さないよう、職員に対し、改めて関係法令等に沿った事務処理を徹底するよう指導した。</p> <p>イ 自主検査について</p> <p>平成27年4月から5月にかけて自主検査を実施した。なお、当該事務局については見直しを行い、県に置かないこととした。</p>